

(照会先)

社会保険庁総務部職員課

川井・武田 (内 3525)

電話直通 3595-2709

平成17年12月5日

社会保険庁

業務目的外閲覧行為の調査結果 (報告)

平成16年1月から12月までの間に、社会保険庁の職員が業務目的外でこの間の国会議員及び著名人等の方々の個人情報を閲覧した状況について、オンライン通信履歴の記録をもとに行った調査結果は以下のとおりであった。

(注)「国会議員及び著名人等の方々」とは、

① 調査対象期間中の全国会議員、

② 自己申告調査(平成17年3月実施)で申告された著名人(タレント、芸能人等)と友人、知人

である。

1. 調査対象者

平成16年1月から12月まで当庁の職員として在籍していた者であって、オンライン通信履歴に記録されているカード番号の磁気カードを使用し、個人情報に対してアクセスすることが可能であった者。

2. 調査結果

本年3月に行った自己申告調査及び4月に行った26人の閣僚等にかかるオンライン通信履歴の記録による調査を含め調査結果は以下のとおりであった。

(1) 業務目的外閲覧を行った者	1, 574人
このうち5月までの行為者	1, 328人
6・7月の行為者	114人
8月以降の行為者	132人

①閲覧回数別閲覧状況

	1回	2回	3～5回	6～9回	10～19回
総数	722人	256人	308人	175人	88人
国会議員	396人	133人	147人	35人	14人
	20～29回	30～39回	40～49回	50回以上	合計
総数	17人	5人	1人	2人	1,574人
国会議員	5人	0人	0人	2人	732人

※最多閲覧回数66回、国会議員のみ閲覧者で最多回数53回

②閲覧対象者別閲覧者数（複数の者の閲覧行為があるため、合計があわない。）

	合計	職員	うち管理職 (再掲)	非常勤職員
国会議員	732人	547人	8人	185人
著名人	987人	796人	1人	191人
友人・知人	202人	150人	0人	52人
合計	1,574人	1,244人	8人	330人

(注) 管理職とは、所長等8級以上の職員

③月別閲覧者数（複数の者の閲覧行為があるため、合計があわない。）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	延閲覧 者数	実人員
国会議員	35	29	44	444	337	13	12	0	2	1	1	0	918	732
著名人	238	231	480	224	206	76	57	27	25	19	20	13	1,616	987
友人・知人	33	21	28	36	28	16	11	13	14	9	19	22	250	202
合計	288	269	522	616	488	100	77	39	39	29	37	37	2,541	1,574

④閲覧理由

- ア 興味本位 1,524人
- イ 報道の確認等 50人

⑤印字・他言の状況

- ア 印字した者 25人 ※いずれも他者に見せずに破棄した旨申告。
- イ 他言した者 23人 ※20人は上司・同僚に話した旨申告。
3人について不適切な取扱いが見られた。

⑥自己申告調査（本年3月に実施）との関係

- ア 閲覧したと申告した者 699人
 イ 閲覧をしていないと申告した者 875人

- (2) 自らの閲覧行為であることを否定した者 1,447人
 このうち5月までの閲覧行為に係る者 1,343人
 6・7月の閲覧行為に係る者 64人
 8月以降の閲覧行為に係る者 40人

※ 特定されたカード払出者が、所属長からの聴取に対し、自らの閲覧行為であることを否定した場合、その者のカードを使用して閲覧しうる周囲の者に対して事情聴取を行った。これにより、閲覧を行った者が判明した場合は、(1)の業務目的外閲覧を行った者に計上。閲覧を行った者が判明しなかった場合は、再三にわたり、カード払出者に聴取した。それでも、自らの行為であることを否定した者を本項目に計上。

①回数別閲覧否定者数

	1回	2回	3～5回	6～9回	合計
総数	939人	292人	211人	5人	1,447人
国会議員	479人	91人	43人	2人	615人

※最多否定回数7回、国会議員のみ否定者で最多回数7回

②閲覧対象者別閲覧否定者数（複数の者の閲覧否定行為があるため、合計があわない。）

	合計	職員	うち管理職 (再掲)	非常勤職員
国会議員	770人	660人	0人	110人
著名人	829人	761人	0人	68人
合計	1,447人	1,282人	0人	165人

(注) 管理職とは、所長等8級以上の職員

③月別閲覧否定者数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	延閲覧 否定者 数	実人員
国会議員	38	20	33	400	302	11	5	4	5	4	2	3	827	770
著名人	208	156	292	113	113	28	31	8	6	9	9	3	976	829
合計	239	175	318	487	387	38	36	12	11	13	11	6	1,733	1,447

3. 今後の取り扱い

(1) 処分について

- ① 今回の調査において、業務目的外閲覧行為があった職員、自らの閲覧行為であることを否定した職員等に対しては、現在、調査結果に基づく処分の諸手続を行っており、手続きが終わり次第、12月中に処分を行う予定である。
- ② 業務目的外閲覧行為を厳正にチェックするため、被保険者記録へのアクセス内容を監視できる仕組みを平成17年1月（社会保険業務センター平成17年3月）に導入したところである。なお、そのチェックにより、これまでに4件の業務目的外の閲覧行為が判明し、今回の処分と併せて処分を行う予定である。
- ③ 他言した者のうち、不適切な取扱いがみられた3名については、現在、調査を進めているが、処分については、できる限り今回の処分と併せて厳正に行う予定である。

(2) 徹底を図るための研修

個人情報保護法施行後、平成17年4月21日付運営部企画課長通知により、職員に対し、個人情報の保護及び管理に関する意識の啓発を図るための教育研修を実施するよう周知し、平成17年6月末までに実施に移しているが、引き続き社会保険大学校での研修を含め、あらゆる機会を通じて、個人情報保護に関する周知徹底と意識の啓発に努めることとする。

(3) 今後の人事政策への反映

今回の調査の結果、業務目的外閲覧行為に関与したため、閲覧行為者及び閲覧否定者として処分された者に関する人事上の対応方針については、次のとおりである。

- ① 業務目的外閲覧行為による処分を受けた者については、少なくとも平成18年度中は、昇任・昇格人事を行わない。
- ② 戒告以上の懲戒処分を受けた者で、事務所課長以上の管理職にある者については、次期人事異動で管理職のポストから異動させる。
- ③ 矯正措置の処分を受けた者のうち、幹部職員（8級以上管理職員）にあった者で行為者として処分を受ける場合は、次期人事異動で管理職のポストから異動させる。
また、事務所課長以上の管理職にある者については、原則として人事を凍結する。全体の人事の中で、やむを得ず異動を行う場合にあっても、職務の困難性の高いポジションに異動させる。
- ④ 非常勤職員で戒告以上の処分を受けた者については、採用に関する年度更新の手続きを行わない。

(ウ) 自己申告の有無

自己申告のなかった者につき、ジャーナル調査の結果、閲覧が判明した場合は、1ランク加重する。

(注：2項目該当は2ランク加重、3項目該当は3ランク加重する。)

(2) 自らの閲覧行為であることを否定した者に対する処分

自らの閲覧行為であることを否定した者に対し、少なくとも当該者に払い出されたカードの管理が不適切であったことが明らかであることから、処分を行う。この場合の処分量定は、自らが閲覧した場合と同等の処分を基本とする。(別紙の2.)

(3) システム運用責任者等に対する処分

カードの一人一枚化が実施されるまでの間においては、閲覧が行われたケースでは、システム運用責任者に対する処分を行うこととし、処分量定は、嚴重注意(文書)とする。

(4) 閲覧した情報の不適正使用についての処分

業務目的外閲覧を行った者であって、閲覧した情報を不適正に使用していた事案が判明(3件)したので、行為の態様によって上記(1)の処分に加重することとする。

2. 監督者に対する処分

(1) 指導監督責任についての処分

16年7月の処分後も業務目的外閲覧行為を防止することができず、指導監督が不十分であったことから、社会保険庁の最高責任者である社会保険庁長官及び社会保険庁次長に対し、訓告の処分を行う。

(2) 行為者の監督者責任についての処分

社会保険業務センター所長及び地方社会保険事務局長について、16年6月以降に管下職員による業務目的外閲覧行為が行われていた場合、職員に対するデータ保護管理規程改正の周知徹底が不十分であったとして、訓告の処分を行う。

また、業務目的外閲覧行為者の所属長である社会保険事務所長等に対し、監督者責任として、嚴重注意(文書)の処分を行う。ただし、16年6月以降に閲覧行為がない場合は、嚴重注意(口頭)の処分とする。

(別紙)

業務目的外閲覧行為に対する処分について

1. 業務目的外で国会議員等個人情報閲覧を行った者

区 分		処 分 量 定		処分量定の 考え方
		自己申告あり	自己申告なし	
16年 1月～5月	5級以下の職員 非常勤職員	厳重注意（口頭） 回数頻繁：厳重注意（文書）	戒 告	業務目的外閲覧行為を禁止する前の行為であり、16年7月に行った処分と同様の量定。
	6級以上の職員	厳重注意（文書） 回数頻繁：訓告		
16年 6月・7月	5級以下の職員 非常勤職員	戒 告 回数頻繁：減給1月	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月	業務目的外閲覧行為を禁止した後の行為であり、国家公務員法に規定する上司の命令に従う義務違反。
	6級以上の職員	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月	
16年 8月～12月	5級以下の職員 非常勤職員	減給1月（1/10） 回数頻繁：減給2月	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月	16年7月29日の処分後、全職員に対し所属長から注意を行った後の行為。
	6級以上の職員	減給2月（1/10） 回数頻繁：減給3月	減給3月（1/10） 回数頻繁：減給4月	
閲覧した情報を 第三者に漏洩		免職又は停職		守秘義務違反。行為の態様から停職の月数を決定。影響の大きさによっては免職。

※ 頻繁（10回以上）に閲覧を行っていた者については、処分量定を1ランク加重する。
 なお、16年5月以前の場合、自己申告を行わなかったことをもって、一律、処分量定を戒告にまで引き上げることとする。

「1ランク加重」とは、例えば、戒告→減給1月、減給1月→減給2月を意味する。

2. 自らの閲覧行為であることを否定した者

時 期		処分量定
16年 1月～5月	5級以下の職員 非常勤職員	嚴重注意（口頭） 回数頻繁：嚴重注意（文書）
	6級以上の職員	嚴重注意（文書） 回数頻繁：訓告
16年 6月・7月	5級以下の職員 非常勤職員	戒 告 回数頻繁：減給1月(1/10)
	6級以上の職員	減給1月（1／10） 回数頻繁：減給2月(1/10)
16年 8月～12月	5級以下の職員 非常勤職員	減給1月（1／10） 回数頻繁：減給2月(1/10)
	6級以上の職員	減給2月（1／10） 回数頻繁：減給3月(1/10)

※ 回数頻繁は、10回以上とする。

処分の効果について

1. 国家公務員法第82条の規定による懲戒処分の随伴効果

○「停職」の場合

- ・給与 停職期間中は無給
- ・普通昇給 3ヶ月の昇給延伸
- ・期末手当 期間率が停職1月で80%
- ・勤勉手当 期間率が停職1月で90%
- 成績率の低下

{	一般職員	35%減 (70%→35%)
	特定幹部職員	60%減 (90%→30%)
- ・退職手当 在職期間から停職期間の1/2の月数を除算する。
- ・共済年金 職域加算額が一部減額

○「減給」の場合

- ・給与 指定期間、俸給月額に減額率を乗じた額を減給
- ・普通昇給 3ヶ月の昇給延伸
- ・勤勉手当 成績率の低下

{	一般職員	25%減 (70%→45%)
	特定幹部職員	40%減 (90%→50%)

○「戒告」の場合

- ・普通昇給 3ヶ月の昇給延伸
- ・勤勉手当 成績率の低下

{	一般職員	15%減 (70%→55%)
	特定幹部職員	20%減 (90%→70%)

2. 内規による矯正措置の随伴効果

○「訓告」の場合

- ・勤勉手当 成績率の低下

{	一般職員	5%減 (70%→65%)
	特定幹部職員	10%減 (90%→80%)

○「嚴重注意（文書）」の場合

- ・勤勉手当 成績率の低下

{	一般職員	5%減 (70%→65%)
	特定幹部職員	10%減 (90%→80%)

※ 期間率及び成績率低下の効果は、処分後、最初に到来する基準日（6月1日又は12月1日）にかかる勤勉手当の支給について、適用。

※ 「特定幹部職員」・・・9級Ⅱ種以上（本省企画官以上）の職員